



特集

東日本大震災から3年
震災復興から東北再生へ

住宅再建・復興まちづくり

居住の安定と確保へ 住宅再建・復興まちづくり事業を強力に支援

都市局 都市安全課・市街地整備課 / 住宅局 住宅総合整備課

復興事業のなかでも重要なテーマの一つが「住宅再建・復興まちづくり」です。津波による被害が大きかった東日本大震災では、沿岸部から高台への大規模な集団移転などが各自治体で計画されています。こうした自治体に対して、国土交通省はさまざまな支援を行っています。

被災状況など地域特性に応じた復興計画を策定

東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を推進するため、被災した市町村では、被災状況など各地域の特性に応じた復興計画を策定しています。国土交通省では、被災市町村の人材不足を補うため、職員や独立行政法人都市再生機構の専門職員を派遣し、また、技術的なノウハウを提供するなど、復興計画づくりの支援を行ってきました。

さらに、市町村が策定した復興計画を踏まえて、多様な事業手法（防災集団移転促進事業や土地区画整理事業など）により、被災市町村の復興整備を強力に支援しています。



住民自らが参加し、集団移転先のまちづくりについて話し合うワークショップを開催する地域も。(宮城県岩沼市)

復興の加速化への取り組み

インフラ整備は順調に進んでいる一方、住宅再建・復興まちづくりについてはさらなる加速化が求められています。国と自治体が一体となって作成している「住まいの復興工程表」に基づき事業を進め、居住の安定的確保を行っています。

「防災集団移転促進事業」を軸に復興支援策を実施

防災集団移転促進事業は、被災した地域で、住民が居住するには適当でないと思われる区域にある住居の集団的移転を促進する事業です。移転元の

宅地の買い取り、移転先住宅団地の整備、移転者の土地購入・住宅建設に対する補助（ローン利子相当額）などが支援対象となっています。東日本大震災の被災地では、復興交付金や特別交付税の措置により、地方負担が生じない仕組みにしました。

現在、全国335全ての地区で事業計画の大臣同意が終了。そのうち294地区で工事着手済み（平成26年1月末時点）となっており、多くの地区で工事段階へと入りつつあります。

生活再建を支援する「災害公営住宅」

自力での住宅再建・取得が困難な被災者に対しては、自治体が災害公営住宅の供給を行っており、その整備や家賃に関する費用への助成を拡大するなどの支援をしています。

国土交通省では自治体の取り組みに対しても積極的な支援を進めていくことで、被災者が一日も早く元の生活を取り戻せるよう、生活再建を支援しています。



共同住宅型の災害公営住宅
(福島県相馬市)



災害公営住宅への入居式の様子
(宮城県塩竈市)

次ページより、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅建設に取り組む自治体の事例をご紹介します。